

京都市告示第143号

京都市私道の変更又は廃止の手続に関する条例第2条の規定に基づき、建築基準法第42条第2項に規定する道路の廃止の承認をいたしましたので、同条例第4条の規定に基づき告示します。

その関係図書は、都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

平成26年 5月15日

京都市長 門川大作

1 承認事項

指定番号	指定年月日	道路の幅員	道路の延長	道路の位置	申請者
第5917号	平成 26.5.9	メートル 4.00	メートル 46.97	京都市下京区土手町通 正面上る溜池町36 2, 358の一部, 3 60の一部, 362- 1の一部, 362-2 の一部, 362-3の 一部, 364-1の一 部及び364-2の一 部並びに京都市下京区 土手町通上ノ口下る大 工町485-2の一部	中央建物株式会社 代表取締役 養田 昌彦

2 縦覧時間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前8時45分から午後5時30分まで（ただし、正午から午後1時までは除く。）

(都市計画局建築指導部建築指導課)